

平成 31 (2019) 年 第 1 回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 平成 31 年 1 月 29 日 (火) 14 時 00 分～
- 2 招集場所 佐々町公民館 第 3 会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、舩委員、十時委員、山之内委員、寺崎委員
- 4 事務局出席者 貞松指導主事、落合次長補佐、西係長
- 5 会議録署名委員の指名 舩 由典 委員
- 6 前回の会議録の承認 平成 30 年 第 12 回定例教育委員会 (12/25)
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第 1 号 平成 30 年度卒業式・平成 31 年度入学式の出席者、挨拶
(告辞) 者について
議案第 2 号 佐々町立小・中学校管理規則の一部改正について
議案第 3 号 佐々町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
議案第 4 号 佐々町学校運営協議会規則の一部改正について
議案第 5 号 佐々町立学校における防犯カメラの設置及び運用に
関する要綱の制定について
議案第 6 号 佐々町教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部改正に
ついて
議案第 7 号 佐々町の運動部活動に係る活動方針の制定について
- 9 報告事項 (1) 人事異動について
(2) 総合教育会議について
(3) 平成 31 年度市町教育委員会合同研修会 (分科会テーマ) に
ついて
(4) 名義後援について
(5) 準要保護の 1 月認定について
(6) 行事関係報告について
(7) その他
・インフルエンザについて
- 10 その他 (1) 次回開催日程 平成 31 年 2 月 25 日 (月) 13 時 00 分～
(2) 場 所 佐々町公民館 第 3 会議室
(3) そ の 他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、平成31年第1回定例教育委員会を開催します。
教育長	<u>5 会議録署名委員の指名</u> 本日の会議録署名委員を指名します。拙 由典委員にお願いします。
教育長	<u>6 前回の会議録の承認</u> 前回の「平成30年第12回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<u>7 教育長報告事項</u> 次に教育長報告に入ります。
教育長	(1) 教育長の主な行動 (資料により説明)
教育長	(2) 町内校長会指導事項等 【指導事項】 ○年度末を迎えて ・教育課程の実施状況の把握 1点目が、どれだけ教科内容をきちんと消化できているかという進捗の確認をしてほしいということ、2点目が、教科時数を確実に確保してほしいということ、それから3点目が、土曜授業の検証をやってほしいということ。そういったことについて話をしました。 ・学力向上への取組 3学期中に来年度の全国学力学習状況調査についての対応、また、学力向上を図ってほしいという話をしました。 昨日、佐々中学校では社会と数学に県教育センター指導主事の指導による授業研究会を開催しました。一応、合計7回ということで、今回をもって佐々中学校のほうの取り組みは終了しましたが、昨日、県の教育センターの指導主事の先生方と話をしましたが、回を追うごとに先生方のやる気が増してきたような確かな手応えがあるという評価をいただいたところです。

教育長

・生徒指導の充実

学校全体としての規律はどうであるか、それから個別の対応はどうであったかということについても一度検証をということで話をしました。

○新年度に向けて

・問題点の整理と改善策の検討

これについては問題点の整理と改善策の検討、学校経営方針等の検討に入ってほしいということ、また、校務分掌の円滑な引き継ぎをということで、これは毎年言っていることですが、全職員、今年転勤するというつもりでまとめと引き継ぎをきちんとやってほしいということを指導しました。

【気になっていること】

○生徒指導

「女子中学生宅に郵送大麻」という新聞報道がありました。よく話をすると、予想だにしないこと、子どもたちは好奇心とか軽い気持ちでとんでもない世界に足を突っ込んでいる可能性があるという話をしました。

また、「原因は不適切指導」ということで、これも校長先生方に特にお願いしたところですが、ある町の中学校1年生が自殺、原因は「不適切な指導」という新聞報道がありました。いじめの事案が起こった場合にいじめられた側に寄り添うという原則があります。しかし、それがきちんと事実を確認してやらないといじめられた子がいるということは、いじめた子がいるということで、いじめた子に対する誤認がないかということは十分配慮をしなければなりません。いじめられた子が言ったから、それが全部真実だということではないと、事実をきちんと洗い出して、ひよっとしたらそのいじめられたと言っている子に誤解があったりする場合もあるし、そのあたりをきちんとやっていかないと、単にいじめられた側に寄り添うという形であると、逆の大変な結果を招きかねないという話をしました。この新聞報道だけではわからない部分もあると思いますけれど、そういった事案が発生したということで、少なくとも担任1人で対応ということではなくて、学年、学校、管理職も関わってきちんと対応してほしいという話をしました。

○不登校傾向

「不登校傾向33万人」ということで、確かに学校が嫌とか行きたくないかと思うことはあるだろうけれど、やはり、そういう潜在的なものはあるんだと。やはり、この中で書いてある理由の一番が授業についていけない、学力に関する理由が主だったということで、やはり、勉強がわからなければ学校が面白くない、授業の改善、わかる授業をということでやってほしいということ、と同時に、過度な劣等感を抱くような指導はないようにという話をしました。

○学校事故

学校事故については、折に触れて話をしますが、「強歩死亡で請求棄却」ということで、強歩大会をやったときにそのときの対応が悪かったということで告訴されたという事案です。結果的に過失は認められたけれど、請求は棄却されたということです。何らかの負担が高い行事を行うときには緊急対応体制というのを必ず確認しておいてほしいという話をしました。

それから、サッカーゴールの事故ですが、前月も言ったところですけど、やは

教育長

り、喉元過ぎればということには絶対ならないようにという話をしました。

「ゴール下敷き死 書類送検」ということで、本町ではその対応でゴールのウェイトによる転倒防止を徹底しました。当時の校長、教頭のみならず、施設点検の担当者、授業担当者等が書類送検されたということで、「やるべきことをやらなかった」ということでやはり大きな問題になるということ、だからやるべきことはきちんとするようにという話をしました。

○体力テスト

「中学男女が過去最高に」ということで、全体的に体力テストの結果が向上しているということです。県でも体力は上向きということですが、種目別ではシャトルラン、持久走は全区分で全国平均を上回ったが、長座体前屈は全区分で全国平均を下回った。持久力は高く柔軟性に乏しいというのが、本町と同じような結果が出ているわけで、本年度の結果がどうだったかというのは来年度結果がまとまると思いますが、やはり持久力は高いけれど柔軟性というところに課題があるようです。

○文化部活動時間

これは後ほど、運動部活動の活動方針について議案として上げたいと思っておりますが、文化部の活動についても運動部と同じような練習時間、休養日の設定をということで年内に指針を出すという話でした。12月28日に県教委のほうに文化部活動のガイドラインが国のほうから送られてきたそうです。内容的には運動部活動のガイドラインと同じような内容であるということで、県としてもそれを受けて、来年度いっぱいかかるだろうけれど、文化部についてのガイドラインも作るという話でした。

○働き方改革

これも何回も何回も出てくることです。「教員残業月45時間以内。繁忙期でも月100時間未満」という目安が示されたところです。

これに従ってやることを考えていかなければならないと思っておりますが、少しずつでも改善に向けて努力をしていかなければいけないだろうと思っております。

○部活動指導員

「部活動指導員 配置へ」ということで、今日、県教委の体育保健課長がお見えになりましたけれど、文科省のほうから1校に1人ということで部活動指導員の配置の補助を出すということです。補助率は3分の1で、町負担は1人11万円かかるということです。本年度は本町としては見送って、まずガイドラインのほうをやりながら、このことについて検討を進めていきたいと思っております。県から公立の小・中学校への指導員の配置は非常に難しいというような状況だったということを課長はおっしゃっていました。

○10連休

「10連休に漏れる嘆き節」という記事ですが、私はここ5月の連休だけ、3日間増えるんだろうなと思っていましたら、調べてみると10月22日も即位の礼、国民の休日になるということで、来年度は休みが4日増えるということになります。当然、授業時数の確保をということが学校のほうでは問題になってくるわけで、来年度については各学校、夏休みを3日間か4日間ほど短めでやるという方向

教育長

で調整に入っているところです。

その条件としては、エアコンをつけるということがありますが、何とか頑張ってエアコンを設置したいと思っています。

○パワハラ（ハラスメント）

「校長パワハラ、295万円賠償命令」ということで、管理とパワハラは非常に難しいです。しかし、再認識を十分してほしいということ、ただ相手によって受け取り方が違うということ、特にいろいろな受け取り方をされる方が教職員の中にもいるわけで、厳しい指導をせざるを得ないときについては教頭の同席等、必ず複数で指導するよという話をしました。

○虐待防止

「全市町村に虐待防止拠点」ということで、2022年までにということ。徐々に動きが出てくるかもしれません。

○障害者採用

障害者採用ということで、県教委から説明に来るということですが、県教委は20年度末まで90人の障害者を採用するということです。

○給付型奨学金

ご理解いただきたいと思うんですが、給付型奨学金最大で91万円、2020年度から給付型の奨学金を国が拡充するということです。私立で自宅外通学の場合、91万円の奨学金を支給するということ考えられているようです。

また、授業料の免除ということで、入学金、授業料についても免除していくということを始めるとのことです。当然、住民税非課税世帯を基本ということやられるわけですが、いわゆる教育の機会均等ということで経済的理由で高等教育機関へ進学できないということはないよということ、こういう支給型が充実してくるということになるようです。

これでいくと、逆にだんだんと県の育英会の奨学金であるとか、町の奨学金であるとか、その存在意義があまりなくなってくるということです。非課税世帯であれば、ある程度の成績のときはこれで補えるということになりますので、ちなみに、佐々町の奨学金の場合は希望者がほとんどいません。また、羽ばたけ若者人材育成奨学金のほうも、大学進学していく成績優秀な方には30万円を支給していますが、これも検討課題だと思うんです。授業料が免除になるから、逆に非課税世帯は、どちらかを取ってくださいという形にせざるを得ないのかなとも考えたりしています。

○幼保無償化

条件が整ったということで、今年10月から幼保の無償化というふうな動きが出てくると思っています。これは事務的なところで教育委員会のほうでは幼稚園の関係のこと、補助関係をやっておりますので、その辺の事務的なところも出てくるのかなと思います。

○連携協約

「連携協約議案を撤回」ということで、何回か連携した事業を教育委員会関係でも予定して話をしましたが、議会のほうで否決ということで連携を予定していたいくつかの事業について、教育委員会の関係についても連携ができないことにな

教育長	<p>りました。</p> <p>○その他</p> <p>これは教育ではありませんけれど、「佐々町最優秀賞」ということで厚生労働省の「健康寿命をのばそう！アワード」の最優秀賞を受賞したということで、自治体単位で受賞するのは全国で初めてだということです。介護保険料が低下したとか、そういったこともあるようですけれど、本町の誇るべきことは多くのボランティアの方が本当に活躍して、また支え合いながらやっておられるということが本町の大きな特徴だと思っています。本当に誇らしい記事だと思っています。</p> <p>私からの報告は以上です。何か質問等ございませんでしょうか。</p>
教育委員	<p>ゴールの下敷きになって校長先生が業務上過失致死の疑いで書類送検されたこと、これに関して、もし賠償金とかなったときに保険とかいうのが適用されているのでしょうか。</p>
教育長	<p>国家賠償法という形で、個人の責任ではない形になるかもしれませんが、個人の責任になるかというところは今からの裁判の結果によると思います。</p>
教育委員	<p>中枢都市圏の離脱ということについて、具体的な影響みたいなものが考えられますか。佐々町だけが離脱して、そのあたりのどういう影響が出てくるのかなというように、具体的に考えられるようなことというのはあるのでしょうか。</p>
教育長	<p>連携事業というのが何十項目かあったんですけど、教育委員会関連では、今までなかったところを連携していこうということですから、突然云々という影響はないと思います。</p>
教育委員	<p>離脱してメリットというのは何かあるのでしょうか。</p>
教育長	<p>正直言って、私からは非常に答えづらいです。私どもは連携してメリットがあるという立場で教育委員会の中で検討してきた立場ですから。</p>
教育長	<p>8 案件</p> <p>議案第1号 平成30年度卒業式・平成31年度入学式の出席者、挨拶（告辞）者について</p> <p>(資料により説明)</p>
教育長	<p>卒業式、入学式の出席者、挨拶者について、ご承認いただいたということでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

教育長	議案第2号 佐々町立小・中学校管理規則の一部改正について (資料により説明)
教育委員	先生方の安全面を考えても出席停止というのは、今後かなり積極的に活用していかなければならなくなるだろうと思うんですね。何かちょっとでも手を出すと体罰ということになるわけですから、その対策としては出席停止しかないのかなという気がしています。
教育長	そういう思いも確かに持っています。出席停止の場合は非常に慎重にやらなければならない。定かではありませんが、昨年の全国の実施件数は8件から10件いかないぐらいだったと思うんですね、中学校の出席停止を実行した件数としては。だけど、やむを得ないというときにはということで整備をさせていただいたということです。
教育委員	保護者を説得する場合にも、それはきちんとですね。体罰ができないし、いろいろな面で生徒にしても先生方にしても安全、全て優先しないといけないからというようなことは、説得するにはきちんとされたらいいんじゃないかと思います。
教育長	今回はお示ししたということで、次のときに新旧対照表の形でご承認を得ることになると思いますので、ご一読いただいて、ご質問等があれば、また次回にお願いします。
事務局	議案第3号 佐々町教育委員会事務局組織規則の一部改正について (資料により説明)
教育長	佐々町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
事務局	議案第4号 佐々町学校運営協議会規則の一部改正について (資料により説明)
教育長	佐々町学校運営協議会規則の一部改正について、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

事務局	<p>議案第5号 佐々町立学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定について (資料により説明)</p>
教育長	<p>佐々町立学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定について、ご承認いただいたということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第6号 佐々町教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部改正について (資料により説明)</p>
教育長	<p>佐々町教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部改正について、ご承認いただいたということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
教育長	<p>議案第7号 佐々町の運動部活動に係る活動方針の制定について (資料により説明)</p>
教育委員	<p>これに代わるようなものが今まであったんですか。</p>
教育長	<p>以前は、活動の手引というような形で文科省から参考資料的なものが出ていました。</p>
教育委員	<p>町独自というものはなくて、今回新たに制定するということですか。</p>
教育長	<p>町独自といたしますか、国、県、町とおりにきたのは、部活動については今回初めてです。</p>
教育委員	<p>国から県の流れに沿って、これを作ったということですね。</p>
教育長	<p>そうです。</p>
教育委員	<p>これを読んでいると、週に、平日は2時間で平日1日お休みをして、土日はどちらかで3時間が上限となると、11時間になるじゃないですか。でも16時間未満という規定で、どちらに町としてはされるのでしょうか。</p>
教育長	<p>2時間程度、3時間程度となっていますが、3時間30分とかはあると思います。そのような場合でも、16時間の枠に入るということで考えています。</p>

教育委員	その辺の前後は16時間未満というところで対応するということですね。
教育長	はい。
教育委員	どなたが管理するとかも検討はされているのでしょうか。
教育長	先ほど申しました活動計画、そして活動実績を、校長に報告をするということですから。だから管理というのは自己管理ということですね。顧問が自己管理、自己申告の形でやっていくということです。
教育委員	それは事前ですか、事後ですか。
教育長	まず計画を出す、いわゆる活動予定を出して、そして事後にやりましたよという報告を出すということです。それを公開するというのが、文科省が求めていることだろうと思います。
教育委員	運動部の顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが運動能力向上につながる、正しく理解することとなっているんですけど、これは顧問の先生独自にやるということですか。
教育長	運動部顧問は、中央競技団体が作成・公表する「指導の手引」とともに云々、県教委が作成した活動指導の手引を活用し、指導を行うことということで、県とか国が行う研修会に教員が参加して、それを校内で伝達をするようにということも書いてあったと思います。独自と言えば独自ですし、そういう形で研修の機会をとっていくということになると思います。
教育委員	佐々中学校は全員部活に入っているのですか。
教育長	現在、全員です。 活動時間の設定についてということで、少し補足でQAを載せていたと思うんです。 活動時間の考え方を教えてくださいということで、本ガイドラインでの活動時間は、スポーツ活動時間を意味しており、身体トレーニング効果が期待される主活動を想定しているということです。だから練習会場への移動、準備、片づけ、練習試合、大会参加というの、試合間の休憩、見学等は含みませんということです。純然たる活動の時間ということで、2時間から3時間ということです。 ただ、やはり私も気になっているのは、長時間の移動を伴うとか、朝から夕方までずっと縛られるような試合等があるわけですね。それはやはり身体的な疲労を招くわけで十分な休養等をとる必要があるだろうと思っています。 それから、週休日を挟み3連休が生じた場合、土曜日、日曜日の2日間活動を行い、金曜日または月曜日の祝日を休養日とすることは可能でしょうかということに

教育長

ついて、通常の練習において、各学校の実態により、土曜日、日曜日に部活動を実施して、金曜日または月曜日の祝日を休養日としたほうが、生徒や教職員にとって有益である場合、校長の判断のもと可能です。第3日曜日は、本県独自のノー部活動デーとしています。

ある程度、融通は持たせていかなければいけないだろうと思っています。事情をきちんと校長に説明をして、校長が納得できるような理由であれば、どこかに振り替えるという形でやっていかなければいけないし、恐らく来年、再来年、2年間ぐらいは、いろんな困難があると思います。一線をぴしっと引くというのは非常に難しいところがあると思うんですけど、ケースバイケース、学校で検討しながら対応していくことになるだろうと思っています。

実際、試験前の1週間は部活動を休んでいるわけですけど、どうしても試合がある、1時間だけ練習させてほしいとか、そういう特例は、全教職員共通理解で認めたりしています。一律一本の線というのは、逆に難しさがあるのかなというふうに思っています。

このことについては、少し早めに動く必要があるだろうなと思っています。というのは、第3日曜日、家庭の日は全部活動中止ということになれば、いろんな社会体育関係、また体育関係の試合等にも影響するわけで、そのことのご説明を少しやっていかなければならないと思っています。

一応、1月9日の町内校長会、10日の教頭会で、案の段階でお示しして、齟齬はないかということをお話しています。

今日、定例教育委員会で議案として上程していますので、ご承認いただければ、2月8日にスポーツ少年団指導者及び母集団研修会がごさいます。そこで説明をしようと思っています。

本来でしたら、保護者のほうに先に説明しなければならないと思うんですが、スポーツ少年団の集まりがこれしかありません。ここで説明しないと、もう年度を超えてしまうので、既に試合を組んでしまったということになりかねないので、説明したいと思っています。

そして、2月の産業建設文教委員会で報告をして、3月5日の日に佐々中学校のPTAの拡大運営委員会があるそうです。そこで説明してきたいと思っています。それが終わった段階で、今度は体協関係者、佐々スイミング、それから体操ですね、このあたりにご説明に行こうと思っています。最終的には、4月20日の佐々中学校のPTA総会で説明をしようと思っています。

また、文化部についても同じような形でお願いしていくと思っています。

なお、小学校の社会体育については、明確な規定がありません。ただ、中学校以上ということはいくらもありません。ただ、中学校以上ということはいくらもありません。ただ、中学校以上ということはいくらもありません。ただ、中学校以上ということはいくらもありません。

佐々町の運動部活動に係る活動方針の制定について、ご承認いただいたということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

9 報告事項

教育長

(1) 人事異動について
(口頭で説明)

事務局

(2) 総合教育会議について
(口頭で説明)

事務局

(3) 平成31年度市町教育委員合同研修会 (分科会テーマ) について
(資料により説明)

事務局

(4) 名義後援について
2件分について報告。

事務局

(5) 準要保護の1月認定について
6件分について報告。

事務局

(6) 行事関係報告について
主な教育委員会行事の1月実績および2月予定について報告。

事務局

(7) その他
・インフルエンザについて

(15時58分 閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。

平成31年1月29日

教育長 里川 雅彦

委員 船 由典